#### 関門航路早鞆瀬戸において、強潮流の中、西進中の貨物船と東進中の押船列が衝突した事例

概要:貨物船A船は、船長ほか17人が乗り組み、大分県津久見港を出港し、関門航路を西進中、また、押船B船は、船長ほか3人が乗り組み、六連島西側の浚渫海域を出発し、バージ(C船)を福岡県苅田港沖の土砂捨て場まで押航するため、関門航路を東進中、平成20年10月13日14時46分37秒ごろ、早鞆瀬戸において、A船とC船が衝突した。A船には、船首部船底外板のき裂等が生じ、B船は損傷しC船が沈没したが、いずれも死傷者はいなかった。

#### 事故の経過

#### A 船(貨物船)

総トン数:9,872トン

 $L \times B \times D$ : 134. 93m × 23. 00m ×

11.50m

船 籍:パナマ共和国

乗 組 員:船長A(フィリピン

共和国籍)ほか17人

積 載:空倉

#### 14時01分13秒ごろ

関門マーチスから、関門橋の 潮流は7knで流速は増加して いる旨の連絡を受ける

船長 A(※1)は、航海士 2 人を 補佐に、甲板員を手動操舵に、 また、甲板長ほか 1 人を船首 の投錨配置につけ、全速力で 関門航路を西進

#### 14時42分03秒ごろ

前方を同航していた D 船を、 対地速力 9.9kn で左舷側から 追い越す

D船を追い越したことで、A船は、関門航路の中央付近を航行することとなる

# 14時42分10秒ごろ

D 船を追い越したのち、関門橋 付近に B 船押船列を初認

# 主な要因等

#### 【気象及び海象の状況】

事故当時、天気は晴れ、早鞆瀬戸は 約7knの東流最強時で、場所によっ ては3~7knの流速があり、環流域 (P10※2参照)が門司埼付近に現れ ていた

浚渫会社から、順潮流では、 6kn 以下で航行するよう指導 を受けていたが、6knを上回る 潮流となっていた

船長Bは、潮流6~7kn のとき、 関門橋の通過経験があったの で問題はないと思っていた

#### ※1 船長 A の関門海峡への認識

- ◆関門海峡の注意事項について は、海図に記載の説明部分を読 む程度で水路誌は読んでいなか った
- ◆東流時に東進する船舶が門司埼 沖合で下関(壇ノ浦)側に圧流さ れるとの認識はなかった
- ◆過去、逆潮流に対する航行の経 験はあったものの、7kn という潮 流では初めてであった

船長 A は、前方に他船を視認 しなかったことのみで反航船 はいないと判断した

自動船舶識別装置(AIS)及び 関門マーチスから通航船の情 報を入手しなかった

# 事故の経過

# B船(押船)

総トン数:93トン

 $L \times B \times D$ : 28. 4m × 7. 0m × 3. 2m

船 籍:日本

乗 組 員:船長Bほか3人

# C船(バージ)

 $L \times B \times D : 60.0 \text{m} \times 14.0 \text{m} \times 4.1 \text{m}$ 

| 積 載:浚渫土

台場鼻潮流信号所の電光板に は、早鞆瀬戸の潮流が東流約 7kn と表示され、強い順潮流で あった

船長 B は、甲板員を手動操舵 につけ、関門航路を東進

関門橋の手前約400m付近において、関門航路第31号灯浮標付近を反航してくるA船及びD船を初認

#### 14時43分01秒ごろ

関門橋を、対地速力 8.9kn で通過(衝突前の最大速力は約10.3kn)





#### 前ページから

# 14時45分55秒ごろ

船長 A が、B 船押船列と衝突の 危険を感じて右舵一杯とする

#### 14時46分02秒ごろ

機関を停止

#### 14時46分03秒~11秒ごろ

B船押船列が約400mに接近し、 右舵を取りやめ、左舵一杯と する

関門マーチスは、14時46分12 砂ごろ、英語による早鞆瀬戸強 潮流情報を流すため、通航船に 対してVHFの周波数の切り替え を要請(※3)

#### 14時46分37秒ごろ

船首方位 232°~236°速力 8 ~9kn で、A 船の船首と C 船の 左舷が衝突

#### 門司埼沖で右転が遅れた

東流時に門司埼付近で発生する環流域(※2)に入って保針が困難とならないよう注意を 払っていた

強い順潮流に圧流された

B船は、関門航路の中央付近を 航行

船長Bが、A船と衝突の危険を 感じて右舵一杯とする

※2 瀬戸内海水路誌(海上保安庁 平成 21 年 3 月刊行)には、「門司埼と 関門航路第 32 号灯浮標を結んだ線以南は環流域となっており、東 流時に田野浦ふ頭へ向かう東航船は、船首が同流域に入ると右転 して保針に困ることがある」と記載されている

# D 船が右舷後方至近にいたため、右舵をとれなかった

強い逆潮流だったため、D 船と の差が広がらなかった

船長Aは、B船押船列と右舷対 右舷で通過しようとした

右舵一杯としたものの、依然 として B 船押船列が正面に迫 っていた

#### ※3 関門マーチスの情報提供

◆関門マーチスでは、流速 7kn 以上 のとき VHF で 30 分毎に圧流に関 する一般情報を流している

# 14時46分15秒ごろ

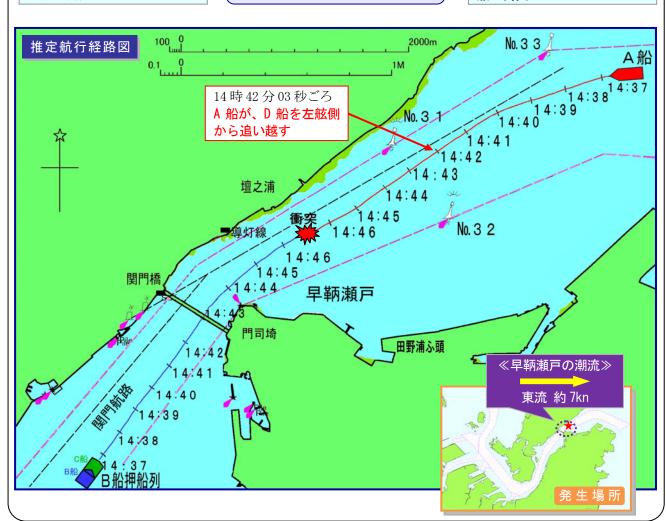
A 船が約 300m に接近し、汽笛 を吹鳴して、全速力後進をか ける

#### 沈没しているC船



# 14時46分37秒ごろ

船首方位 106° 対地針路 53.4°速力7.5knで、C船とA 船が衝突



# 航法に関する解析

関門港においては、港則法施行規則に定められた特定航法によらなければならず、関門航路を航行する A 船及 び B 船押船列には、「追い越し」及び「右側航行」に関する航法の規定が適用されます。しかし、両船では、これらの規定が守られていなかったものと考えられます。

#### 港則法施行規則に基づく特定航法

# 「追い越し」に関する航法

- ▶ 関門航路においては、
  - ①周囲の状況を考慮し、他の船舶が自船を 安全に通過させるための動作をとるこ とを必要としないとき
  - ②自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき

のいずれにも該当する場合に他の船舶を追 い越すことができる

- ▶ 他船を追い越す場合、
  - ①右舷側を航行して追い越そうとすると きは、汽笛またはサイレンをもつて長音 一回に引き続いて短音一回
  - ②左舷側を航行して追い越そうとすると きは、長音一回に引き続いて短音二回 を吹き鳴らさなければならない

#### 「右側航行」に関する航法

▶ 関門航路及び関門第二航路を航行する汽船は、できる限り、航路の右側を航行すること

A 船が D 船を追い越した場合、D 船が右舷 後方至近に位置して航路の右側に速やか に寄ることができないため、反航船の針路 を安全に避けられるかどうか明らかでは なく、D 船を追い越すべきではなかった

A船及びB船押船列は、右側航行することとしていた



1

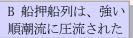
船長 A は、「追い越 し」に関する航法を 知らなかった







A 船は、D 船を左舷 側から追い越した







A 船及びB 船押船列は、関門航路の中央付近を 航行することとなった

# 再発防止に向けて

本事故は、関門航路早鞆瀬戸において、潮流が約7kmの東流であるとき、A船が西進中、B船押船列が東進中、A船がD船を追い越したこと及びB船押船列が強い潮流に圧流されたことから、両船が航路中央付近を航行したため、互いに相手船を避けることができずに発生したものと考えられます。

当委員会は、同種事故の再発防止の観点から、次のとおり分析しています。

#### 同種事故の再発防止に関する分析

- 1. A船は、早鞆瀬戸付近では追い越しをやめ、可能な限り導灯及び導灯線(※)を利用し他船と縦列 状態で航行すること
- 2. B 船押船列は、潮流の情報を入手して適切な速力となるよう航行すること
- 3. 両船は、AISを利用し、他船の情報を入手し、可能ならば VHF 交信で互いの意思を確認すること
- 4. 両船は、関門マーチスから門司埼付近の通航船の情報を積極的に入手すること

※西進する船舶には、早鞆瀬戸の関門橋の北側付近にある導灯及び海図に記入された導灯の示す線 (導灯線)が利用に供されています

#### ◆早鞆瀬戸における安全航行のポイントは 15 ページで紹介しています

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 22 年 2 月 26 日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/report/MA2010-2-16\_2008mj0033.pdf